デジタルサイネージコンソーシアム現行体制図

総会

構成:理事会員、正会員(第12条1項)

権限: (第12条5項)

- 1) 設立及び解散
- 2) 規約の制定及び改正
- 3) 役員の承認
- 4) 基本運営方針、事業計画、収支予算の承認
- 5) 事業報告、会計報告の承認
- 6) その他、コンソーシアムの運営に関する重要な事項

理事会

役員

幹事会

選任方法: (第11条5項2号、第14条3項1号)

理事会で指名、総会で承認

権限: (第11条第2項~5項)

会長=コンソーシアムを代表、会務を統括

副会長=会長を補佐、会長不在時に会長業務を代行

事務局長=コンソーシアムの円滑な事務局運営

会計監査=コンソーシアムの会計を監査

事務局

構成:部会の代表者(第15条第2項)

権限(第15条第3項)

- 1) 部会運営
- 2) 総会に提出すべき事項
- 3) 総会から委任された事項
- 4) 基本運営方針、事業計画、収支予算の決定
- 5) 会長が特に必要と認めた事項
- 6) 総会の議決を要しない会務の執行

権限(第11条8項、第14条3項、第16条2項)

- 1) 役員候補の指名
- 2) 役員に対する活動報告の請求
- 3) 準会員の認定
- 4) 会員の除名
- 5) 部会設立の承認
- 6) 会長によって議決を求められた事項の決定
- 7) 会費の月額納入の承認
- 8) 役員報酬の承認
- 9) 事務局機能の外部委託承認

指標部会 配信部会 広報部会